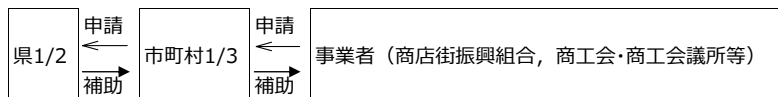


平成27年度商店街再生加速化支援事業募集要領

【商店街再生加速化支援事業費補助金】

平成27年2月
商工経営支援課

1 補助スキーム



【補助率】県1/2以内（市町村1/3以上）

【補助額】上限：3か年度の総額19,000千円
（ソフト事業3,000千円/年×3年、ハード事業10,000千円）

【補助事業者】以下の事業者が間接補助対象となります。

- ・商店街振興組合及びこれらの連合会、商店街事業協同組合及びこれらの連合会
- ・商工会、商工会議所 ほか

2 補助対象事業

東日本大震災による環境の変化や少子高齢化などの社会問題に対応した持続的、発展的な商店街になるために行う次の3事業。

（1）商店街再生加速化計画の策定（1年目）

環境の変化や社会問題に対応するため、現状の課題を分析するとともに、補助期間（3年間）及びその後に取り組む事業計画及び目標を具体的に定めるもの。

（2）商店街再生加速化計画に基づく商店街共同施設の整備等のハード事業（1～3年目）

（例）

- ・商店街共同施設（駐車・駐輪場、アーケード、カラー舗装、イベント広場、公衆トイレ、街路灯等）の設置、改修、補修
- ・国等の補助事業の交付申請にあたり事前に必要となる基本設計、実施設計及び工事監理等
- ・空き店舗の有効活用（コミュニティ施設、産直販売施設、テナントミックス等）に必要な内装工事、設備工事
- ・情報システム（多機能カードシステム、ポイントカードシステム、POSシステム、共同宅配システム等）の整備 ほか

（3）商店街再生加速化計画に基づく社会問題への適応力を高めるための研修、コミュニティビジネス等地域商店街としてのサービスの高付加価値化、イベント開催等のソフト事業（1～3年目）

（例）

- ・買い物弱者対策、御用聞き等高齢者や障害者等が利用しやすい環境づくりのための事業
- ・地域環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業
- ・商店街等の創意工夫を生かし個性の創出・発展を図るためのイベント、研修、個店への助言指導等
- ・地域の学校、まちづくり団体、農業団体等と共同で行う商店街・地域の活性化 ほか

3 補助対象経費

- （1）商店街施設（土地の取得・造成費を除く。）の取得及び改修又は補修に係る経費
- （2）情報化機器等の取得及びソフトウェアの開発・取得に要する経費に要する経費
- （3）店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、建物設備維持管理に係る委託費
- （4）謝金（委員、講師等外部専門家）
- （5）旅費（委員、講師等外部専門家、視察調査）
- （6）事務費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、原稿料、無形固定資産購入開発費、消耗品費、回線使用料、プロバイダー契約料、機器借上借損料及び雑役務費）
- （7）委託費（調査・研究等専門的知見を必要とする事業部分に限る。）
- （8）広報費、イベント費、保険料、店舗・機器等賃借料

4 スケジュール

- H27.2月27日 要望書提出 [市町村→県]
H27.3月中旬 市町村・事業実施者へのヒアリング（必要に応じて実施）
H27.3月末以降 内示・交付申請・交付決定

5 審査について

必用に応じてヒアリングを実施し、以下の項目を審査します。

（採択基準、応募条件等）

- （1）各地域の拠点となる中心市街地の商店街で、相当程度の商業集積があることまたは復旧により相当程度の商業集積が見込めること。
- （2）3年間継続して補助事業を実施すること。各年度複数のソフト事業及び3年の間にハード事業を実施すること。
- （3）商店街の持続的な発展に資すると認められる事業であること。
- （4）補助事業者は補助事業を実施するに当たり、事業計画を作成すること。
- （5）補助事業者は、補助事業者のほか商店街団体、商工会・商工会議所、市町村、地権者、まちづくり団体等関係者で組織する連絡会議を設け意見を聴取し、事業実施計画の策定及び事業実施に当たっての参考とすること。
- （6）団体等の構成員の相当数が事業に参加することが見込まれること。また、事業にかかる自己負担部分の負担方法等について構成員の同意を得ていることなど、事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- （7）補助期間終了後も取り組みが継続して実施されることが見込まれること。
- （8）複数の商店街団体が共同で事業を実施する場合は、連担している商店街に限り対象とする。ただし、場所が離れている商店街等であっても情報化事業等で事業効果があると認められる事業は対象とすることができる。
- （9）事業実施者が任意団体または複数団体が共同で実施する場合は、補助申請者を商工会・商工会議所とすること。

6 問い合わせ先

宮城県経済商工観光部商工経営支援課 商業振興班（担当 赤間）

TEL:022-211-2746 Email:syokeisisin@pref.miyagi.jp

商店街再生加速化支援事業

問い合わせ 宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課

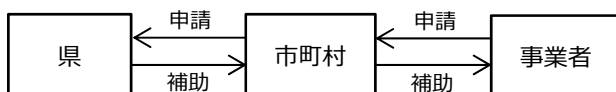
電話 022-211-2746 / FAX 022-211-2749

E-mail syokeisisin@pref.miyagi.jp

「商店街の課題分析」・「課題の解決に当たって必要となるハード・ソフト事業」を3年にわたって支援します

1 補助スキーム

市町村を経由する間接補助金です



2 補助率

1/2 以内（県 3/6, 市町村 2/6, 事業者負担 1/6）

3 限度額

ハード事業 10,000 千円

ソフト事業 9,000 千円（3,000 千円×3年）

4 事業主体（間接補助事業者）

・商店街振興組合, 商店街事業協同組合など

・商工会議所, 商工会

5 補助対象事業

(1) 商店街再生加速化計画の策定（1年目）

現状の課題分析や商業関係者の合意形成に関する事業等

(2) ハード事業（1～3年目）

商店街共同施設の取得, 補修・改修空き店舗の有効活用に必要な内装工事, 設備工事情報システムの整備, 基本設計・実施設計及び工事監理等

(3) ソフト事業（1～3年目）

地域環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業, 商店街等の創意工夫を生かした個性の創出・発展を図るためのイベント, 研修, 個店への助言指導等

事業イメージ（活用例）

1年目

- 共同店舗の建設に係る基本設計（ハード事業）



- まちづくり会社設立に向けた合意形成事業（商店街再生加速化計画の策定）

1年目

- 商店街における課題の分析（商店街再生加速化計画の策定）



- 商店街再生加速化計画を実施するための体制（組織）づくり（ソフト事業）

2年目

- 「津波・原子力立地補助金（商業施設整備事業）」や「グループ補助金（商店街型）」を活用した共同店舗の建設（別財源）

- 個店経営者を対象とした研修事業（ソフト事業）

- 共同店舗のオープンに合わせたイベントの開催（ソフト事業）

2年目

- 空き店舗を活用した実験店舗の運営及び調査・分析（ハード事業・ソフト事業）



3年目

- 震災以前の商店街でシンボルとなっていたモノやコトの復活（ソフト事業）→商店街固有の魅力再生



3年目

- テナントミックス事業・需要喚起イベントの実施（ソフト事業）

